

第9次 高知県交通安全計画 (案)



高知県交通安全対策会議

目 次

（「実施すべき取組」の各項目ごとに実施機関を略称で（ ）書きしています。）

計画の基本的な考え方	1
第1部 道路交通の安全	
第1章 道路交通事故のない社会をめざして	4
第2章 道路交通の安全についての目標	5
第1節 道路交通事故の現状と今後の見通し	5
1 道路交通事故の現状	5
2 道路交通を取り巻く状況の展望	7
3 道路交通事故の見通し	7
第2節 道路交通事故の抑止目標	8
第3章 道路交通の安全についての対策	9
第1節 今後の道路交通安全対策を考える視点	10
1 高齢者及び子どもの安全確保	10
2 歩行者及び自転車の安全確保	12
3 生活道路及び幹線道路における安全確保	14
第2節 実施すべき取組	15
1 道路交通環境の整備	15
(1) 人優先の安全・安心な歩行空間の整備(地方整備局、県警、県土木部)	15
ア 生活道路における交通安全対策の推進	16
イ 通学路等の歩道整備等の推進	16
ウ 高齢者、障害者等の安全に資する歩行空間等の整備	16
エ 無電柱化の推進	17
(2) 幹線道路における交通安全対策の推進(地方整備局、県警、県土木部)	17
ア 事故ゼロプラン(事故危険区間重点解消作戦)の推進	17
イ 事故危険箇所対策の推進	17
ウ 幹線道路における交通規制(この項 県警、西日本高速道路(株))	18
エ 重大事故の再発防止	18
オ 適切に機能分担された道路網の整備	18
カ 高速自動車国道等における事故防止対策の推進(この項県警、西日本高速道路(株))	18
キ 改築等による交通事故対策の推進	19
ク 交通安全施設等の高度化	19
(3) 交通安全施設等整備事業の推進(地方整備局、県警、県土木部)	19
ア 歩行者・自転車対策及び生活道路対策の推進	20
イ 幹線道路対策の推進	20
ウ 交通円滑化対策の推進	20
エ IT化の推進による安全で快適な道路交通環境の実現	20

オ	道路交通環境整備への住民参加の促進	20
カ	道路交通環境連絡協議会等の活用	21
(4)	地域の实情に合わせた交通安全施設等の整備	21
ア	臨港道路の整備（県港湾・海岸課）	21
(5)	効果的な交通規制の推進（県警）	21
ア	地域の特性に応じた交通規制	21
イ	安全で機能的な都市交通確保のための交通規制	21
ウ	より合理的な交通規制の推進	21
(6)	自転車利用環境の総合的整備	22
ア	安全で快適な自転車利用環境の創出（地方整備局、県警、県土木部、県県民・男女課）	22
イ	自転車等の駐車対策の推進（地方整備局、県土木部）	22
(7)	高度道路交通システムの活用（県警）	22
ア	道路交通情報通信システムの整備	22
イ	新交通管理システムの推進	22
ウ	スマートウェイの推進	22
(8)	交通需要マネジメントの推進（地方整備局、県警、県公共交通課）	23
ア	公共交通機関利用の促進	23
(9)	総合的な駐車対策の推進	23
ア	秩序ある駐車場の推進（運輸局、県警）	23
イ	違法駐車対策の推進（県警）	23
ウ	違法駐車締め出し機運の醸成・高揚（県警）	24
エ	ハード・ソフト一体となった駐車対策の推進（県警）	24
(10)	道路交通情報の充実（地方整備局、総合通信局、県警、県土木部）	24
ア	情報収集・提供体制の充実	24
イ	ITSを活用した道路交通情報の高度化	24
ウ	分かりやすい道路交通環境の確保	24
(11)	交通安全に寄与する道路交通環境の整備	25
ア	道路の使用及び占用の適正化等（地方整備局、県警、県土木部）	25
イ	子どもの遊び場等の確保（県児童家庭課、県教育委員会）	25
ウ	道路法に基づく通行の禁止又は制限（地方整備局、県警、県土木部）	25
2	交通安全思想の普及徹底	26
(1)	段階的かつ体系的な交通安全教育の推進	26
ア	幼児に対する交通安全教育の推進（県警、県教育委員会、県県民・男女課）	26
イ	児童・生徒に対する交通安全教育の推進（県警、県教育委員会、県県民・男女課）	27
ウ	成人に対する交通安全教育の推進（県警、県教育委員会、県県民・男女課）	28
エ	高齢者に対する交通安全教育の推進（県警、県高齢者福祉課・県県民・男女課）	29
オ	障害者に対する交通安全教育の推進（県警、県障害福祉保健課・県県民・男女課）	30
カ	外国人に対する交通安全教育の推進（県警、県県民・男女課）	30
キ	交通事犯被収容者に対する教育活動等の充実（県警）	30
ク	交通安全こどもセンターの活用（県県民・男女課）	30

(2) 効果的な交通安全教育の推進（県警、県県民・男女課）	31
(3) 交通安全に関する普及啓発活動の推進（県警、県教育委員会、県県民・男女課）	32
ア 交通安全運動の推進	32
イ 「高知の交通マナーをよくする運動」の推進	32
ウ 自転車の安全利用の推進	32
エ 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底 （この項 県警、西日本高速道路（株）、県県民・男女課）	33
オ 反射材用品の普及促進（この項 県警、県県民・男女課）	34
カ 飲酒運転根絶に向けた規範意識の確立（この項 県警、県県民・男女課）	34
キ 効果的な広報の実施 （この項 県警、県教育委員会、県広報広聴課、県県民・男女課）	35
ク その他の普及啓発活動の推進（この項 県警、県県民・男女課）	35
(4) 交通の安全に関する民間団体等の主体的活動の推進	36
ア 交通安全推進県民会議及び交通安全市町村民会議の充実強化 （県県民・男女課、県警）	36
イ 交通安全指導員協議会の充実強化（県県民・男女課）	36
ウ 地域交通安全活動推進員協議会の充実強化（県警）	36
エ 交通安全母の会の充実強化（県県民・男女課）	36
オ 自動車運転関係団体の指導と助成（県警）	37
カ 運輸交通関係団体の育成指導（運輸局）	37
キ 若年層など幅広い世代が参加した活動の推進（県県民・男女課）	38
(5) 住民の参加・協働の推進（県県民・男女課）	38
3 安全運転の確保	39
(1) 運転者教育等の充実（県警）	39
ア 運転免許を取得しようとする者に対する教育の充実	39
イ 運転者に対する再教育等の充実	39
ウ 二輪車安全運転対策の推進	40
エ 高齢運転者対策の充実（この項 県県民・男女課、県警）	40
オ シートベルト、チャイルドシート及び乗車用ヘルメットの正しい着用の徹底	41
カ 自動車運転代行業の育成指導等	41
キ 悪質危険な運転者の早期排除	41
(2) 運転免許制度の改善（県警）	41
(3) 安全運転管理の推進（県警）	41
(4) 自動車運送事業者の安全対策の充実（運輸局）	42
(5) 交通労働災害の防止等（労働局）	42
ア 交通労働災害の防止	42
イ 運転者の労働条件の適正化等	42
(6) 道路交通に関連する情報の充実	43
ア 危険物輸送に関する情報提供の充実等（県危機管理・防災課）	43
イ 気象情報等の充実（気象台）	43

7 被害者支援の推進	53
(1) 無保険（無共済）車両対策の徹底（運輸局、県警）.....	53
(2) 交通事故相談活動の推進（県民・男女課）.....	53
(3) 交通事故被害者支援の充実強化.....	53
ア 自動車事故被害者等に対する援助措置の充実(運輸局、県民・男女課).....	53
イ 交通事故被害者の心情等に配慮した対策の推進等（県警）.....	54
8 南海地震など災害に備えた道路交通の安全の確保	55
(1) 災害に備えた道路交通環境の整備.....	55
ア 災害に備えた道路の整備(地方整備局、県土木部).....	55
イ 災害に強い交通安全施設等の整備(地方整備局、県警、県土木部).....	55
ウ 災害発生時における交通規制(地方整備局、県警、西日本高速道路(株)).....	56
(2) 災害に備えた交通安全情報の普及啓発	
ア 災害時を想定した交通安全教育の実施（県民・男女課）.....	56
イ 災害発生時における情報提供の充実 (通信局、地方整備局、県警、県土木部、西日本高速道路(株)).....	56

第2部 鉄道交通の安全

第1章 鉄道事故のない社会をめざして	58
第1節 鉄道事故の状況等.....	58
1 鉄道事故の状況等.....	58
2 近年の運転事故の特徴.....	58
第2節 鉄道事故の抑止目標.....	59
第2章 鉄道交通の安全についての対策	60
第1節 今後の鉄道交通安全対策を考える視点.....	60
第2節 実施すべき取組.....	60
1 鉄道交通環境の整備（運輸局、鉄道各社）.....	60
(1) 鉄道施設等の安全性の向上.....	60
(2) 運転保安設備等の整備.....	60
2 鉄道交通の安全に関する知識の普及（運輸局、鉄道各社）.....	61
3 鉄道の安全な運行の確保.....	61
(1) 運転士の資質の保持（運輸局、鉄道各社）.....	61
(2) リスク情報の分析・活用（運輸局、鉄道各社）.....	61
(3) 気象情報等の充実（気象台、鉄道各社）.....	61
(4) 鉄道事業者に対する保安監査等の実施（運輸局）.....	62
(5) 大規模な事故等が発生した場合の適切な対応（運輸局）.....	62
4 鉄道車両の安全性の確保（運輸局、鉄道各社）.....	62
5 救助・救急活動の充実（運輸局、鉄道各社）.....	62

6	被害者支援の推進 (運輸局、鉄道各社、県警、県消防政策課、県医療政策・医師確保課)	62
7	鉄道事故等の原因究明と再発防止 (運輸局、鉄道各社)	63
8	研究開発及び調査研究の充実 (運輸局、鉄道各社)	63

第3部 踏切道における交通の安全

第1章	踏切事故のない社会をめざして	65
第1節	踏切事故の状況等	65
1	踏切事故の状況	65
2	近年の踏切事故の特徴	65
第2節	踏切事故の抑止目標	66
第2章	踏切道における交通の安全についての対策	67
第1節	今後の踏切道における交通安全対策を考える視点	67
第2節	実施すべき取組 (運輸局、鉄道各社)	67
1	踏切道の立体交差化、構造の改良及び歩行者等立体横断施設の整備の促進	67
2	踏切保安設備の整備及び交通規制の実施	67
3	踏切道の統廃合の促進	68
4	その他踏切道の交通の安全と円滑化を図るための措置	68

参考資料

1	交通安全対策基本法 (抜粋)	70
2	交通安全対策基本法施行令 (抜粋)	72
3	高知県交通安全対策会議条例	73

計画の基本的な考え方

1 交通事故のない安全・安心な高知県をめざして

本県は人口減少、高齢化の波に全国で真っ先にさらされ、これに伴う経済規模の縮小や過疎化の進展といった様々な課題に直面しています。

そうした中、真に豊かで活力のある社会を構築していくためには、その前提として、県民全ての願いである、安全で安心して暮らせる社会を構築することが極めて重要です。

交通事故により被害者となる数は、災害や犯罪等他の危険によるものと比べても圧倒的に多いことから、県民が安全で安心して暮らしていくためには、交通安全の確保が重要な要素となります。

人命尊重の理念に基づき、また交通事故がもたらす大きな社会的・経済的損失を考え合わせ、究極的には交通事故のない安全・安心な高知県をめざします。

2 人優先の交通安全思想

道路交通においては、自動車と比較して弱い立場にある歩行者に対して、また、高齢者・障害者・子ども等の「交通弱者」に配慮するとともに、思いやりを持って、その安全を確保することが求められます。

このような「人優先」の交通安全思想を基本として、あらゆる取組を実施することとします。

3 計画の位置づけ

この計画は、国の第9次交通安全基本計画に基づいて、高知県内における陸上交通の安全に関する取組を総合的かつ計画的に実施するための大綱であり、高知県と高知県を管轄する国の指定地方行政機関等が平成23年度から平成27年度までの5年間に実施すべき取組を定めたものです。

計画においては、

- ① 道路交通
- ② 鉄道（軌道を含む。以下同じ。）交通
- ③ 踏切道における交通

について、計画期間内に達成すべき数値目標を設定するとともに、その実現を図るために実施すべき取組を明らかにします。

4 取組に当たっての基本的な考え方

交通社会を構成する三要素（「人間」、「交通機関」、「交通環境」）ごとに計画期間内に実施すべき取組内容を策定し、県民の理解と協力のもとに、強力で推進していきます。

交通の安全は、県民一人ひとりが自ら交通社会の一員であるという意識によって支えられており、交通事故防止のためには、国の関係機関、市町村、民間団体等が緊密な連携のもとに取り組むとともに、県民の主体的な交通安全活動を積極的に促進することが重要です。

このため、県や市町村、関係団体等が行う交通安全に関する取組に計画段階から県民が参加できる仕組みづくりや、県民が主体的に行う地域の特性に応じた取組を支援すること等により、参加・協働型の交通安全活動を推進します。

第9次高知県交通安全計画体系図



